

# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成22年4月2日

川崎市環境影響評価に関する条例第11条に基づき「向ヶ丘遊園跡地利用計画」に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	小田急電鉄株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号 代表取締役 大須賀 頼彦
	指定開発行為の名称	向ヶ丘遊園跡地利用計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市多摩区长尾二丁目8-1 他
	指定開発行為の目的	戸建住宅、低層集合住宅、多目的施設、飲食等施設 ガーデンゾーン管理棟、店舗・事務所等の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約151,000㎡ 計画戸数：220戸、計画人口：770人 建築面積：約16,800㎡、延べ面積：約32,600㎡ 建物高さ：約10m
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成24年3月 完了予定：平成30年2月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成22年4月2日（金）から 平成22年5月17日（月）まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除く ただし、宮前区役所では第2・第4土曜日の午前中も 縦覧を行っています。 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	多摩区役所、宮前区役所、向丘出張所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧の条例方法書について、環境の保全の見地からの御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。</li> <li>提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。</li> </ul> <b>【意見書の提出】</b> 提出期限：平成22年5月17日（月）まで （郵送の場合は、平成22年5月17日消印有効） 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>